



第57回

令和6年度税制改正大綱発表

令和5年12月14日に与党(自由民主党・公明党)から「令和6年度税制改正大綱」が発表されました。今回は「定額減税」「賃上げ促進税制」「交際費課税」「賃上げ促進税制」「交際費課税」「外形標準課税」等が注目を集めました。

1. 令和6年度税制改正の主な改正点(図1)

2. 税制改正で予定される所得税・住民税の定額減税の扱い
デフレに後戻りさせないため、令和6年の所得税・住民税の4万円の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていくこととなっています。

(2) 控除額の計算

(1) 全体像(図2)

・居住者の「令和6年分の所得税額」と「令和6年度分の住民税の所得割の額」から「特別控除の額」を控除する。
※「令和6年分の所得税」と「令和6年度分の住民税(令和5年分の所得)に係る合計所得金額が1,805万円超の高額所得者を除く」
(3) 特別控除の額(図3)
(4) 減税方法
所得税は、原則として「確定申告」で所得税額から特別控除の額を控除します。しかし令和7年3月以降の減税となるため、令和6年6月以降にそれぞれの方法で減税が実施されます。

3. 中小企業倒産防止共済掛金の損金算入制限
令和6年10月1日以後の共済契約の解除について、共済契約の解除後、再契約した場合、解除日から「2年を経過する日」までの間に支出する掛金は損金になりません。倒産防止共済の契約解除を行った場合には「解除日」を管理し、2年間、再契約をしても掛金の損金算入が出来ないの、気を付けてください。

図1. 令和6年度税制改正の主な改正点

所得税	定額減税	法人税	賃上げ促進税制の強化
	子育て世帯等の住宅ローン控除の拡充(先行)		交際費課税の特例措置の拡充(5,000円から1万円に)
	子育て世帯等のリフォーム減税の拡充(先行)		中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長
資産税	住宅取得資金贈与非課税制度の延長	事業税	外形標準課税の対象拡大
	事業承継税制の確認申請期限の延長	消費税	自販機特例の帳簿記載要件の緩和

図2. 税制改正で予定されている 所得税・住民税の定額減税の扱いについて

■計算式 ※全て「居住者」に限定

① 所得税(令和6年分) 本人分 3万円 + (同一生計配偶者+扶養親族)の人数 × 3万円

② 住民税(令和6年度分) 本人分 1万円 + (控除対象配偶者+扶養親族)の人数 × 1万円

③ 住民税(令和7年度分) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者 1万円

図3. 特別控除の額

対象者	本人(※)+同一生計配偶者+扶養親族で1人あたり所得税3万円、住民税1万円 ※合計所得金額1,805万円以下(年収2,000万円以下相当)	
給与所得者	所得税の減税	住民税の減税
		6月は0円 7月～翌年5月で減税後の税額を11等分
年金受給者	6月分から順次控除	10月分から順次控除
事業所得者	7月予定納税から順次控除	6月分から順次控除

(税理士 光廣 昌史)



株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / https://www.office-mc.jp/



第144回 DEPSセミナー

テーマ『令和6年度 税制改正について』

昨年12月に与党税制改正大綱が発表されました。所得税の定額減税、賃上げ促進税制の強化、交際費課税の特例措置の拡充、中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充(M&A関係)、外形標準課税の対象拡大、そのほか既存制度の期限延長などが盛り込まれました。一方で、扶養控除等は方向性のみ示され、令和7年度改正に先送りされることとなりました。
本セミナーでは、税制改正大綱で発表された改正点を中心に、セミナー当日までに判明している具体的な内容について解説します。奮ってご参加下さい。

- ◆日時 令和6年2月21日(水) 13:30～16:30(予定)
- ◆講師 税理士 光廣 昌史・中山 昌実
- ◆会場 てらまちビュー-空樟(12階) 広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイド3.LLD
- ◆受講料 お一人様2,000円(税込)
- ◆お問合せ 株式会社 DEPS TEL.082-296-5080